

厚生労働省
長崎労働局委託事業

働き方改革を推進する
事業主の皆様へ

「出張相談」を 利用しませんか？

長崎働き方改革推進支援センターでは、
県下全域の事業所を対象に、
社会保険労務士等の専門家が
事業所を最大5回まで訪問し、
課題解決のための改善提案を行う
「出張相談」派遣事業を推進しています。

相 談 無 料

様々なご相談に応じます。まずはお気軽にお申し込みください。

働き方改革関連法全般について

時間外労働の上限規制について

年次有給休暇の取得について

同一労働同一賃金について

助成金について

就業規則・36協定の
見直しについて


etc...

ご相談は最大5回まで無料! 手続きも簡単!!

 厚生労働省 長崎労働局 委託事業

長崎働き方改革推進支援センター

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階
(株)東京リーガルマインド 長崎支社内

 0120-168-610 受付時間9:00~17:00(土・日・祝日を除く) [E-mail]nagasaki-hatarakikata@lec-jp.com

働き方改革「出張相談」



FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください

事業所名			
住所			
TEL			
担当者名 (部署・役職含む)	氏名	部署	役職
業種	農・林・漁業 建設業 製造業 情報通信業 運輸業 卸売・小売業 金融保険業 飲食店、宿泊業 医療、福祉 教育学習支援業 サービス業 その他()		
訪問希望日	1月(中旬・下旬) 2月(月上旬・中旬・下旬) 3月(月上旬・中旬・下旬) その他()		
相談内容	<input type="checkbox"/> 正規・非正規労働者の不合理な待遇差の禁止について <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について <input type="checkbox"/> 助成金について <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について <input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備について <input type="checkbox"/> 人材確保対策について <input type="checkbox"/> その他()		

※申込に際して収集した個人情報は、目的外で利用することはありません。

FAX.095-832-4316



厚生労働省 長崎労働局 委託事業

長崎働き方改革推進支援センター

電話でのお申込み ☎0120-168-610 [担当] 辻・吉田・本村